

第 10 回福津市農業委員会総会議事録

開催日時：令和 6 年 10 月 7 日 午後 2 時 55 分から
開催場所：福津市役所別館ホール
出席者：農業委員 11 名、推進委員 10 名、事務局 2 名
欠席者：なし
議事録署名委員：農業委員 2 名

発言者	内容
局長	只今から第 10 回福津市農業委員会総会を開会いたします。 本日の総会は、農業委員全員出席で 11 名です。 よって、福津市農業委員会会議規程第 10 条の定数に達しておりますので、本会議は成立しております事をご報告申し上げます。では、会長ご挨拶をお願いいたします。
会長	<会長挨拶>
局長	続きまして、会議規程第 8 条の規定により、会長へ本総会における議長の就任をお願いしたいと思います。
議長	それでは、会議規程第 44 条による本日の議事録署名委員は、3 番、4 番の委員をお願いいたします。本日の議案は先に配布しておりました、日程第 1 議案第 62 号から日程第 8 議案第 69 号の審議をお願いいたします。なお、発言につきましては挙手の後、自己の番号と氏名を告げお願いいたします。また採決は、農業委員のみとなります。 それでは、日程第 1 議案第 62 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
担当委員	申請地は現在、耕作放棄地です。その農地を整地して、馬の放牧をされます。将来は、乗馬クラブを計画されております。近隣住民へ説明をされ、反対はなかったとのことです。田ですが、農業用水路はありません。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。

事務局 担当委員	<p>それでは、関連がありますので日程第 2 議案第 63 号農地法第 4 条の規定による許可申請について及び日程第 3 議案第 64 号農地法第 5 条の規定による許可申請の番号 1 について、一括して事務局の提案をお願いします。</p> <p><議案朗読></p>
事務局	<p>申請地は平成 16 年に、譲渡人の息子さんが家を建てられるという事で農地法 5 条の許可が出ていた所です。息子さんの引っ越しができなくなり住宅建築が叶わず、今回の譲受人が自己用住宅を建築されます。また、一部を分筆され、譲渡人の駐車場にされます。雨水は北側の水路に排水され、上下水は南側の道路の公共のものへ繋ぎ込まれます。</p>
事務局	<p>5 条申請では、土地代、造成費、住居建築費等を上回る融資証明を添付して、資金計画書を提出いただいております。</p> <p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p>
議長	<p>質問が無いようですので、採決に移ります。まずは日程第 2 議案第 63 号農地法第 4 条の規定による許可申請について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。</p> <p>次に、日程第 3 議案第 64 号農地法第 5 条の規定による許可申請の番号 1 について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。</p> <p>それでは、日程第 3 議案第 64 号農地法第 5 条の規定による許可申請の番号 2 について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局 担当委員	<p><議案朗読></p> <p>譲受人の自己用住宅を建築されます。上下水は北側の道路の公共のものへ繋ぎ込み、雨水は西側の水路へ排水されます。</p>
事務局	<p>土地代、造成費、住居建築費等を上回る融資証明書を添付して、資金計画書を提出いただいております。</p>
議長	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。</p> <p>それでは、日程第 3 議案第 64 号農地法第 5 条の規定による許可申請の番号 3 について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>

担当委員	自己用住宅とドッグラン、自己用の駐車場を作られます。ドッグランはフェンスで囲み、駐車場はバラス敷きをされます。車はすべて住まれる5名の所有です。地元と協議をされ、指摘されたことを受け入れ現在の計画となっております。大きく造成はされず、高低差の変更はほぼ無く、ドッグランと駐車場部分は譲受人がご自身で整地されるようです。地元と周囲の草刈り等の念書を交わされております。雨水は、駐車場とドッグラン部分は敷地内に素掘り側溝を作り、南側の既存柵から排水し、住宅部分は北側の既存柵から排水されます。上水は井戸、下水は合併浄化槽を設置されます。
事務局	土地代、住居建築費等を上回る預金残高証明を添付して、資金計画書を提出いただいております。第1種農地で1,000㎡を超える申請地になりますので、この後、常設審議委員会の意見を頂いて、県へ進達します。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。
農業委員	集落接続の特例という事ですが、前面の県道は分断の要件に当たらないのでしょうか。
事務局	片側一車線でトラクターで横断できますので、農地の分断要件には当たりません。申請地が集落接続の特例で自己用住宅の建築が可能という事は、事前に県へ確認をしております。
農業委員	申請地は準農用地と思われませんが、農振農用地ではないのですか。
事務局	圃場整備された際に、この申請地は農振農用地に指定されなかったようです。
議長	他に、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員多数で許可相当といたします。
事務局	続きまして、日程第4議案第65号農地法第3条の3第1項の規定による届出報告(相続等の届出)について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	相続の届出です。ご確認をお願いします。 続きまして、日程第5議案第66号非農地証明書の発出にかかる報告について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	非農地証明書の発出です。ご確認をお願いします。 続きまして、日程第6議案第67号公共事業に関する農地の一時利用届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p><議案朗読></p>
議長	<p>公共事業にかかる一時利用です。ご確認をお願いします。</p>
	<p>続きまして、日程第7議案第68号農地法第18条第6項の規定による通知について、</p>
	<p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>
議長	<p>合意解約の報告です。ご確認をお願いします。</p>
	<p>続きまして、日程第8議案第69号福津市農用地利用集積化計画の策定について、事</p>
	<p>務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>
議長	<p>農用地利用集積化計画の策定です。</p>
	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p>
	<p>基盤強化法に基づき農業委員会の同意が必要です。質問が無いようですので、採決</p>
	<p>に移ります。この件について同意される方は挙手をお願いいたします。全員同意という</p>
	<p>ことで担当課へは、特に意見無しと回答します。</p>
	<p>以上で議案の審議はすべて終わりました。</p>
事務局	<p>(農地パトロール説明、事務連絡等)</p>
	<p>以上を持ちまして第10回福津市農業委員会総会を閉会します。</p>
	<p></p>
	<p></p>
	<p>上記の議事録に相違ないことを確認いたしました。</p>
	<p>福津市農業委員会</p>
	<p>会長</p>